

情報なんぶ

平成26年4月18日発行

南部町行政だより 第130号

企画政策課 電話66-3113

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp



■ 介護用品購入の助成をします ～南部町介護用品購入助成事業～ ■

南部町では高齢者の在宅介護を支援することを目的に、在宅で要介護3以上の高齢者を介護している世帯に対し、介護用品購入の助成を行っています。

【対象とならない場合】

施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）、病院に入所・入院されている期間は利用できません。

【対象者、助成方法等】 ※申請月により助成額を決定します。

対象	助成額	助成方法	利用可能店舗 (登録順)
◆要介護3の在宅の高齢者を介護している世帯 ◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税課税世帯	申請月から算出 月額2,000円 年額24,000円を上限として助成	クーポン券（もえぎ色） 指定店で対象品目が購入できます	ヤマト薬局 なんぶ薬局 介護タクシー123 (介護用品販売) ドラッグストア ウェルネス西伯店
◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税非課税世帯	申請月から算出 月額4,000円 年額48,000円を上限として助成	クーポン券（もも色） 指定店で対象品目が購入できます	※取扱品目及び配達の有無などは申請受付時にお知らせします。

【対象品目】 紙おむつ（テープ止めタイプ）、紙おむつ（パンツタイプ）、尿取りパッド、防水シート、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、嚔下剤

【申請方法】 印鑑（認め印で構いません）、介護保険被保険者証をお持ちの上、下記までお越しください。
※介護保険被保険者証の有効期間をご確認ください。

【申込み先・問い合わせ先】 健康福祉課（南部町健康管理センターすこやか内） TEL 66-5524

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方の介護をしている家族のつどいを開催します。

介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやリフレッシュをする会です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり

介護についての相談・助言を受けることができます。

*参加申込みは不要です。都合のつく時間にお気軽にご参加ください。

【日時】 5月16日（金） 午前10時～12時

【場所】 健康管理センターすこやか

【参加費】 100円（茶菓代）

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター（健康福祉課） TEL 66-5524

■ 消費生活相談室に専門相談員が来庁します ■

*毎月第2火曜日 専門相談員が役場相談窓口に来庁し、
面談または電話で相談をお受けします。

【相談時間】 午前9時～12時

【場所】 南部町消費生活相談窓口（南部町役場天萬庁舎1階 町民生活課）

【問い合わせ先】 町民生活課（天萬庁舎内1階） TEL 64-3781

*相談日の午後は、ご希望があれば集会などに出向き、20分から1時間程度の講座も行います。申込みは町民生活課へ！

次の来庁日・・・5月13日（火）

■ 下水道使用料減免制度について ■

次に該当する方は、申請により下水道料金の減免を受けることができます。

減免を受けることができる方	減免する額	ご持参いただくもの
① 南部町に在住し、1歳0ヶ月以下の乳幼児と同居する下水道使用者	1歳0ヶ月以下の乳幼児の世帯員数に相当する世帯員割の額 ひと月に1人あたり540円(消費税込)	・印鑑
② 南部町に在住し、世帯内に6ヶ月以上施設、病院等に長期滞在する方がいる下水道使用者	6ヶ月以上施設、病院等に長期滞在する方の世帯員数に相当する世帯員割の額 ひと月に1人あたり540円(消費税込)	・印鑑 ・6ヶ月以上施設、病院等に長期滞在中である該当施設等の証明※

※証明書の用紙については上下水道課にお問い合わせください。

【申込み先・問い合わせ先】 上下水道課（法勝寺庁舎1階） TEL 66-4807

■平成26年度 南部町ふれあい道路サポート事業■

町道維持管理活動の推進を図り、道路への愛着の増進を目的とした「ふれあい道路サポート事業」の申込みについてお知らせします。

①除草委託事業（契約に基づく除草作業委託）

【実施地域】 町道の指定区間

【作業費】 ①30円/㎡（除草後の草を運搬する場合）②20円/㎡（除草後の草を運搬しない場合）

【実施回数】 1契約当たり年2回（5月～6月及び8月下旬～10月上旬）

【委託料】 作業費に経費15%を乗じた額

【申込み期限】 平成26年5月9日（金）

（希望路線に多数の申込みがあった場合は調整させていただく場合があります）

②燃料支給事業（自主的な除草作業への燃料支給）

*36Lを限度として、混合油又はガソリンを現物支給（指定ガソリンスタンドで引き渡します。）

【支給計算】 作業予定時間×作業機械の台数×0.3L（例：4時間×10台×0.3L=12Lを支給します。）

【支給要件】 従前より地区が自主的に除草していた町道

【申込み期限】 作業の2週間前までに申請してください。

【申込み先・問い合わせ先】 建設課（法勝寺庁舎1階）担当：中尾 TEL 66-3115

■ 平成26年度臨時職員の募集について ■

平成26年6月1日から税務課に勤務していただく臨時的任用職員を募集します。

【提出していただく書類】 履歴書（市販のA4版のもので写真を必ず貼付）

【提出締切】 平成26年5月9日（金）

【提出先】 〒683-0351 南部町法勝寺377番地1 南部町役場 総務課（郵送の場合は必着）

【選考方法】 5月中旬に面接実施予定（※応募者の方に別途お知らせします。）